

○運転責任者に係る基準等に関する規程

(平成十三年八月三十日経済産業省告示第五百八十九号)

改正 平成一四年 四月二四日経済産業省告示第二〇〇号

同 二四年 九月一四日同 第二〇〇号

同 二五年 六月二八日 原子力規制委員  
会告示 第一〇号

实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第十二条第三号及び第五号の規定に基づき、運転責任者に係る基準等に関する規程を次のように定める。

運転責任者に係る基準等に関する規程

(基準)

第一条 实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「規則」という。)第八十七条第三号の原子力規制委員会が告示で定める基準(以下「基準」という。)は、次に掲げるものとする。

- 一 発電用原子炉の運転に関する業務に五年以上従事した経験を有していること。

二 過去一年以内に同一型式の発電用原子炉の運転に関する業務に六月以上従事した経験を有していること。

三 発電用原子炉施設を設置した事業所において、管理的又は監督的地位にあること。

四 発電用原子炉に関する知識及び技能であつて、次に掲げるものを有していること。

イ 発電用原子炉の運転、事故時における状況判断及び事故に際して採るべき措置に関すること。

ロ 関係法令及び保安規定に関すること。

ハ 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。

ニ 運転員の統督に関すること。

(確認を受けようとする者の申請)

第二条 規則第八十七条第四号の確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 基準に適合するかどうかの判定を行う方法に関すること。

二 基準に適合するかどうかの判定業務の実施体制に関すること(合否の判定に係る職員の資格及び数並

びに設備に関することを含む。）。

三 基準に適合した者に係る有効期間に関すること。

四 基準に適合した者に係る更新の手續に関すること。

(確認等)

第三条 原子力規制委員会は、前条の申請書による書面審査及び必要に応じ行う調査により、同条に規定する申請が基準に適合しているかどうかの判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることを確認するものとする。

2 原子力規制委員会は、前項の規定による確認をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

3 原子力規制委員会は、前項の規定による通知をしたときは、その旨を公表するものとする。

第四条 前条第一項に規定する確認は、三年を限り有効とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(廃止)

2 運転責任者の認定を行う者の指定の手續等に関する規程（昭和五十五年通商産業省告示第六百二十二号）及び運転責任者の認定を行う者として指定した件（昭和五十六年通商産業省告示第四十一号）は、廃止する。

附 則（平成一四年四月二四日経済産業省告示第二〇〇号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年九月一四日経済産業省告示第二〇〇号）

この告示は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年六月法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二五年六月二八日原子力規制委員会告示第一〇号）

この告示は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年六月法律第四十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。